

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第21号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>子ども 未就学児及び就学児をいう。</u></p> <p>(2) <u>未就学児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(3) <u>就学児 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち未就学児以外のものをいう。</u></p> <p>(4) <u>保護者 親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。</u></p> <p>(助成の対象)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>子ども</u>」とは、<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>2 <u>この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。</u></p> <p>(助成の対象)</p>

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者であって、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。ただし、当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合又は就学児が四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）若しくは四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和52年四日市市条例第44号）の規定による医療費の助成を受けることができる場合を除く。

(1)から(3)まで （略）

（助成の範囲）

第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により子どもが療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が子どもに係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（医療費に対する付加給付制度があるとき （未就学児が市内の医療機関を受診したときを除く。））は、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者であって、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。ただし、子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合又は四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）若しくは四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和52年四日市市条例第44号）の規定による医療費の助成を受けることができる場合を除く。

(1)から(3)まで （略）

（助成の範囲）

第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により子どもが療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が子どもに係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（医療費に対する付加給付制度があるときは、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受けることができる額を控除した額）を助成する。

受けることができる額を控除した額)  
を助成する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

3 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者<u>又は6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>を除く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

(四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、新条例第2条第2号に規定する未就学児であって、前項の規定による改正前の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例第5条に規定する認定を現に受けている者については、当該未就学児の保護者について、当該未就学児に係る新条例第5条に規定する認定を受けたものとみなす。

5 第3項の規定による改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の規

定は、この条例の施行日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 6 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和52年四日市市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たす一人親家庭の母及び児童並びに一人親家庭の父及び児童並びに法附則第3条第1項に規定する父母のない児童とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又は<u>6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは四日市市障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第9号)の規定による医療費の助成を受けることができる者を除く。</u></p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たす一人親家庭の母及び児童並びに一人親家庭の父及び児童並びに法附則第3条第1項に規定する父母のない児童とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又は四日市市障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第9号)の規定による医療費の助成を受けることができる者を除く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

(四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の際、新条例第2条第2号に規定する未就学児の保護者であつて、前項の規定による改正前の四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条に規定する認定を現に受けているものについては、当該未就学児に係る新条例第5条に規定する認定を受けたものとみなす。

- 8 第6項の規定による改正後の四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)